

白馬村アapresキーシャトルバス運行事業実施要綱をここに公布する。

令和8年10月14日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村告示第85号

白馬村アapresキーシャトルバス運行事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、冬期間の夜間における移動手段を確保するため、白馬村（以下「村」という。）が実施するアapresキーシャトルバス運行事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要綱において運行事業者とは、村からシャトルバスの運行業務の委託を受け、道路運送法に基づき必要な許可を取得した上で、当該業務を実施する者をいう。

2 運行事業者は、運行の形態に応じ、道路運送法その他の関係法令に基づく必要な許可、登録その他運行に必要な手続きを完了した上で、関係法令、委託契約及び当該要綱に基づき、シャトルバスの運行業務を実施するものとする。

(事業主体)

第3条 シャトルバス運行事業の事業主体は、村とする。

(運行期間)

第4条 シャトルバスの運行期間は、別表に定めるとおりとする。ただし、気象条件、交通事情、運行上の支障その他やむを得ない事由があるときは、村長は運行期間を変更し又は運行を休止することができる。

(運行区間)

第5条 シャトルバスは、次に掲げる乗降場所の間を運行する。

(1) 八方地区 八方バスターミナル

(2) エコーランド地区 スパイシー・エコーランド店

2 前項の乗降場所の位置その他運行に必要な事項は、別に定める運行計画による。

(運行時間及び便数)

第6条 運行時間は、別表に定めるとおりとする。

2 シャトルバスは、運行時間内において、2拠点間を原則として継続的に往復運行するものとする。

3 運行時刻、運行間隔その他運行に必要な事項は、別に定める運行計画による。

(事業の管理)

第7条 シャトルバスの運行事業は、観光課が管理する。

2 観光課は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 運行計画の策定及び実施状況の確認
- (2) 運行事業者との連絡調整
- (3) 利用者からの苦情及び相談への対応
- (4) 運行実績の把握及び検証
- (5) その他事業の実施に必要な事項

(運行事業者及び車両)

第8条 運行事業者は、シャトルバスの運行形態に応じ、道路運送法その他関係法令に基づく許可、登録その他必要な手続きを完了し、当該許可、登録その他の手続きが有効に存続している者でなければならない。

2 シャトルバスに使用する車両は、道路運送法その他関係法令に適合し、自動車検査証の交付を受けたものでなければならない。

3 運行事業者は、シャトルバスに使用する車両について、自動車損害賠償責任保険及び旅客の運送に必要な任意保険に加入しなければならない。

(利用料金)

第9条 シャトルバスの利用料金は、1人1回の乗車につき500円とする。

2 利用料金の徴収方法、減免その他利用料金に関し必要な事項は、別に定める。

(利用者の心得)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 乗務員の指示に従うこと。
- (2) 他の利用者に迷惑をかけること。
- (3) 車内で喫煙し又は他の利用者に著しい迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 危険物を持ち込まないこと。

2 運転者は、利用者が前項各号に違反し又は安全な運行に支障があると認めるときは、当該利用者の乗車を拒み又は降車を求めることができる。

(運行事業者の安全管理)

第11条 運行事業者は、関係法令及び委託契約に基づき、安全な運行を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 運転者に対する安全教育
- (2) 車両の点検及び整備
- (3) 気象情報、道路状況その他運行に必要な情報の確認
- (4) 事故、故障その他緊急事態が発生した場合の対応体制の整備
- (5) 乗務記録その他必要な記録の作成及び管理

2 運行事業者は、安全な運行が困難であると判断したときは、村と協議の上、運行を中止し又は運行内容を変更するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、運行事業者の判断により中止等を行い、事後速やかに村長に報告するものとする。

(事故の報告等)

第12条 運行事業者は、事故、故障、苦情その他運行上の重大な事案が発生したときは、直ちに村長に報告しなければならない。

(利用実績の報告)

第13条 運行事業者は、毎月の運行状況、事故、苦情その他必要な事項を、村長が指定する期日までに報告しなければならない。

(経費)

第14条 村は、予算の範囲内において、シャトルバスの運行に必要な経費を負担する。

2 前項の経費のうち、運行事業者に対する委託料その他必要な事項は、委託契約で定める。

(事業の検証)

第15条 村長は、利用状況、運行実績、事業効果その他の事情を踏まえ、必要に応じてシャトルバスの運行内容を検証し、運行期間、運行区間、運行時間、利用料金その他必要な事項を見直すものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、シャトルバスの運行に関し必要な事項は別に村長が定める。

附 則

この告示は、令和8年12月1日から施行する。

別紙（第4条、第6条関係）

運行スケジュール

運行期間	乗降場所	運行開始時刻	最終出発時刻	車両
令和8年12月14日から 令和9年2月28日まで	八方地区（八方バス ターミナル）	16:00	23:00	1号車
同 上	エコーランド地区 （スパイシー・エコ ーランド店）	16:00	23:00	2号車